

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名 (愛称)	年金受給者向け優遇金利付定期預金 (愛称) やましんゆうゆう定期預金
2. 販売対象	・個人：当金庫に下記年金の振込を指定していただいている方に限ります。 (手続き開始3年前までの予約先を含む。) 国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・しんきん経営者年金
3. 期間	・定型方式…1年ものに限ります。 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続のみ)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入(スーパー定期預金に限ります。) ・100円以上(総合口座の場合は、1万円以上) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・以下の要領により優遇金利の取扱いをします。 〈Aタイプ〉 一人当たり預入限度額100万円まで スーパー定期1年もの店頭表示利率+0.4% さらにプラス一人当たり預入限度額250万円まで スーパー定期1年もの店頭表示利率+0.1% 計 預入限度額350万円 〈Bタイプ〉 一人当たり預入限度額650万円まで スーパー定期1年もの店頭表示利率+0.15% ※A・Bどちらかのタイプをお選びいただけます。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優の利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約 事項	・マル優の取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保にすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の 取扱い	・満期前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率により計算した期限前解約利息を支払います。
11. 金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・証書式、通帳式、総合口座のいずれも取扱いただけます。 <p>（総合口座については、普通定期の受入れ不可）</p>